

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月28日（平成27年（行個）諮問第82号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（行個）答申第103号）

事件名：本人に対する労災補償給付の支給決定に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人の労災請求に対して、平成25年度に、特定労働基準監督署長が、支給決定した事件に関する「一件記録」のすべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年1月16日付け岡労発基0116第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法14条2号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する文書である。

イ かつ、法14条3号のただし書、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」にも該当する文書である。

ウ 「同条7号柱書きに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とあるが、当事者である事業主は公益法人の1つの特定法人である。即ち、国民の皆様の血税等で運営されているのである。要は、不開示情報を開示することにより、審査請求人の職務はごくあたり前に適正化がなされ、結果、少なくとも会社

は、年間500万～1000万円以上の無駄な人権費を支払わなくて済む（税金の無駄使いがなくなる）のであるから、これが、「公益上の利益がない。」との処分庁の判断は、失当以外の何物でもない。

（2）意見書

差別的判断であるということ

ア 労働局と労働保険審査会での判断の矛盾

労災保険請求に関しての文書であるが、労働保険審査会においては、「一件記録」のすべてが全部開示される。他方、同じ案件なのに、労働局では、部分開示となること自体が、明らかに不自然である。つまりは、同じ法令通達等の元に、開示・不開示決定を行っているのに担当者によって、判断が異なることなどあってはならないことである。ちなみに、将来、開示される予定のものは、開示ができるとの法令規定すらにも反していることを付言する。

イ 「被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号の不開示情報に該当し、・・・」とあるが、「被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、」とは、被聴取者が、事実ではないことを話した場合のことを指していることは明らかである。なぜなら、被聴取者が、事実をありのままに、述べた場合において、「不当な干渉」を受けること自体が、通常では考えられない（高度の蓋然性がない）からである。

ウ 「これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、・・・」とあるが、この考え方が明らかに間違っている。要は、「開示しない」とするからこそ、会社側に偏った申述が可能となってしまうのである。つまりは、のちに「開示する」と告げることにより、被聴取者にありのままの事実を、申述させる効力が生まれることを付言する。

エ 審査請求人は、会社関係者の根拠のない（大嘘な）申述のみで、事実認定された結果、未だに、精神的に追い詰められ、治療費もままならず、さらなる嫌がらせも受け、苦しめられ続けている。つまりは、大嘘の申述をしている被聴取者らだけ権利保護をしておきながら、この大嘘に対して、審査請求以前の早い段階での反論による早期支給決定の機会を奪う本件不開示の判断は、労働者差別以外の何物でもない。

オ したがって、少なくとも、印影以外は、開示がなされなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労災補償給付請求について、特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料一式である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、別表の3欄に掲げる通番（以下「通番」という。）2、通番4及び通番10の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番3及び通番11の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、通番1及び通番7の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、通番3及び通番11の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、第3号イ及び第7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同年6月22日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年8月31日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年9月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人の労災請求に対して、平成25年度に、特定労働基準監督署長が、支給決定した事件に関する「一件記録」のすべて」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号

イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

通番1及び通番7は、特定法人の印影であるところ、当該法人が必要事項の記入及び押印をした上で、審査請求人自身がこれらの請求書を提出したものであり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないから、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2

当該不開示部分は、審査請求人以外の個人の職氏名であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、また、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当せず、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4及び通番10

当該不開示部分は、医師の署名及び印影であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、また、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性が

あるとは認められないことから、同号ただし書口に該当せず、同号ただし書八に該当する事情も認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書き該当性について

通番3及び通番11の不開示部分は、労働基準監督署の担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者である特定事業場の職員及び医師から聴取した内容が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条3号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象 文書名	3 通番	4 不開示を維持 する部分	5 不開示情報 (法14条)			6 開 示すべ き部分
				2号	3号イ	7号柱 書き	
1	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書 等	1	事業場の印影		○		○
2	実地調査 復命書①	2	1頁「調査内容」 欄の3行目の不開 示部分	○			
		3	1頁「調査内容」 欄の4行目, 6行 目ないし14行目	○		○	
3	意見書①	4	医師の署名及び印 影	○			
4	回送依頼 書	5	なし	—	—	—	
5	チャドク ガ皮膚炎 にかかる 概要	6	なし	—	—	—	
6	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書 等	7	事業場の印影		○		○
7	レセプト	8	なし	—	—	—	
8	実地調査 復命書②	9	なし	—	—	—	
9	意見書②	10	医師の署名及び印 影	○			
10	実地調査 復命書③	11	2頁不開示部分の 全て	○		○	